

『教職員倫理 110 番』のお知らせ

「教職員倫理 110 番」は、県民の皆さんが、教職員の不正行為を目にしたときに県教育委員会に通報できる外部通報制度です。また、市町立学校（静岡市立及び浜松市立は除く）に勤務する教職員も利用してください。

静岡県教育委員会では、これまで内部監察組織及び内部通報制度（教職員倫理ヘルプライン）の設置や教職員に対し職員倫理に関する研修を実施するなど、教職員のコンプライアンス（法令遵守）の徹底と不正・不祥事件の防止に取り組んできましたが、「静岡県教職員コンプライアンス委員会」の提言を踏まえて、平成 17 年 6 月に設置したものです。

1 通報の対象

あなたが見た教職員(注)の不正行為等

教職員の法令違反や義務違反の行為のほか、職務外の非行や信用失墜行為も対象となります。ただし、業務執行への御意見や個人の誹謗・中傷などは対象外となります。

注：「教職員倫理 110 番」の通報の対象者から、指定都市である静岡市及び浜松市が任命権を有する静岡市立・浜松市立小中学校に勤務する教職員を除く。

2 通報の方法

電子メール、電話、文書郵送等利用しやすい方法で通報してください。実名・匿名どちらでも構いません。

【『教職員倫理 110 番』通報窓口】

教育総務課 総務人事班 監察担当

電子メール kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp

電話・FAX 054-221-2842

文書送付先 〒420-8601

静岡市葵区追手町 9 番 6 号